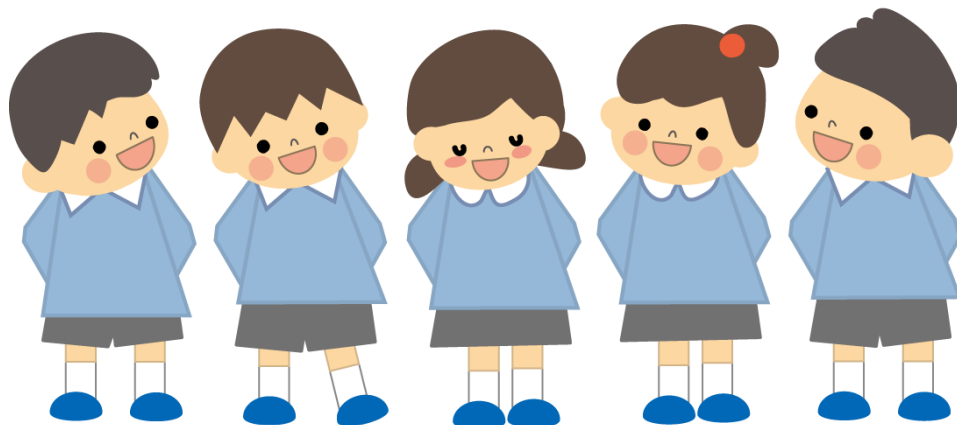


木津川市子ども・子育て支援事業計画

概要版

平成27年3月
木津川市



●木津川市子ども・子育て支援事業計画とは

子どもは、社会の宝であり、人間の営みを未来につなげ、よりよい社会をつくる、かけがえのない存在です。木津川市に生まれ、育つすべての子どもが、人権を尊重され、一人ひとりの子どもの個性や可能性を最大限引き出し、かけがえのない存在として認められ、子ども自身が幸せや自分を大切な存在だと感じることができるように育まれ、未来にはばたくことができるまちをめざしたいと考えます。

また、保護者が子どもの成長を喜び、生きがいを持って子育てできることを幸せに感じ、保護者自身も自分を大切な存在だと感じながら子どもと向き合えるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、支えていくことができるまちをめざしたいと考えます。

そして、子どもの育ちや子育て家庭を支えることで、日本の中でNo.1のまちをめざします。そこで、本計画の基本理念は次のように設定しています。

計 画 の
基本理念

育てよう未来にはばたく子どもたち
～子育て支援No.1のまちを築こう～

本計画は、このような思いを共通のものとして、市、市民や保護者、企業、子ども・子育て支援事業者、地域団体等地域社会を構成する様々な人々が、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働して子どもと子育て家庭を支援する計画です。

※計画の詳細は、木津川市ホームページをご覧ください。



1 計画について

計画策定の背景と目的

国は、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」を核とする「子ども・子育て関連3法」を制定しました。この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に関して新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成27年度から始まることになりました。

木津川市では、平成22年3月に「木津川市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定し、すべての子育て世帯が安心して子どもを産み、喜びと楽しみを感じながら、子育てを営むことができるまちづくりとともに、次代の社会を担う子どもたちが、健やかに成長することができるまちづくりをめざして、子育て関連施策の総合的な推進を図ってきました。

「木津川市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」が計画期間を終了することと、新たに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが必要となったことから、これまでの取組と課題を踏まえるとともに、質の高い就学前の子どもの教育・保育の総合的な提供をはじめ、すべての子どもと子育て家庭への支援の充実など、包括的な子ども・子育て支援のための計画となるよう、「木津川市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子ども・子育て支援新制度とは

- 平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」と「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

【主な取組内容】

- ①保育の必要な0～2歳の子どもの対象とする小規模保育や家庭的保育などへの給付措置を行うことにより、量的拡大・確保につなげ、待機児童問題の解消を図る。
- ②3～5歳の子どもには、就学前の教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」の普及促進を図るため、制度を改善し、質の高い就学前の教育・保育の提供を図ります。
- ③保育の必要な子どもがいる家庭だけではなく、地域のニーズを踏まえた子育て支援の充実を総合的に推進します。

計画の対象と期間

- 本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの子どもとその家庭とします。
- 子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。
- 本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況等により、計画期間内に一部事業を見直すこともあります。
- 計画の最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し、新たに次期5年間の計画を策定します。

2 子ども・子育て関連施策・事業の展開

施策の体系

● 子ども・子育て支援の具体的な施策・事業を総合的に展開するための体系を、次のように設定します。



重点施策

- 本計画の5年間で、体系の枠組みを超えて横断的に取り組む必要がある課題や優先性の高い施策を重点施策として設定します。

① 教育・保育の一体的な提供の推進

- 幼稚園、保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点をはじめ、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育つよう、教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備を進めます。
- 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。
- 保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられる提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等にも配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制を構築します。

② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

- 子どもや保護者が、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等以外にも、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブ等、地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、これら事業の量的拡大を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

③ 要保護児童等への支援

- 子育てをめぐる環境や生活環境の変化等から、いじめや不登校、児童虐待が社会問題となっており、子どもが安全に育つ体制の充実を図ります。
- 子どもが出生後に、安全・安心な環境で育つことができるよう、保護者の育児、家事等の養育能力を向上するため、母親の妊娠・出産・育児期から継続的に適切な養育支援を行います。
- 児童虐待への対応については、養育支援事業を活用して、子どもへの虐待の発生予防を行うほか、早期発見・早期対応に努めます。
また、権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を要求できるよう児童相談所等の関係機関との連携を強化するとともに、職員のスキルアップに努めます。

④ その他援助を必要とする子どもへの支援

- 障害のある子どもや保護者への対応については、身近な地域で安心して生活できるように支援を継続するとともに、健全な育成をめざし、受け入れ施設・枠の確保、関係機関の連携や相談体制の強化を図ります。
- ひとり親家庭が増加しているため、社会的な支援を必要とする子どもや保護者に対する支援を引き続き推進します。

⑤ 地域における子育て支援機能の向上

- 地域における子育て家庭を支援するための取組を進めるため、幼稚園、保育所、認定こども園、子育て支援センター、地域の団体、ボランティア団体等と連携を図り、地域での子育て関連団体のネットワークの強化を図ります。
- 子育て関連情報をわかりやすく提供し、子育て家庭からの相談に応じるため、利用者支援事業を実施します。

3

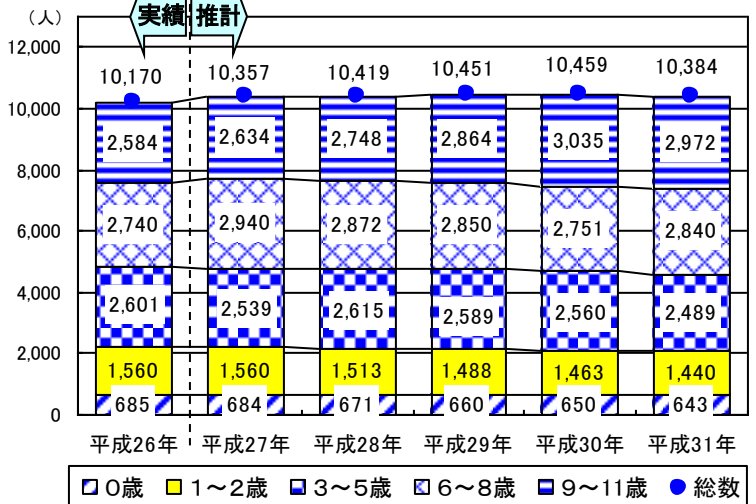
量の見込みと確保方策(子ども・子育て支援事業計画)

- 子ども・子育て支援事業計画では、幼稚園や保育所、認定こども園や、地域子ども・子育て支援事業について「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとの「見込量」と「確保方策」及び実施時期を設定することになっています。

木津川市の将来の子ども人口

- 就学前及び小学生の人口は、今後もゆるやかに増加しないしは横ばい傾向を示し、平成26年3月末現在では10,170人が、平成31年では10,384人と推計されます。
- 木津東地域は、関西文化学術研究都市木津中央地区(城山台)の開発により、特に小学生の人口増が見込まれます。
- 計画の最終年である平成31年の就学前及び小学生の人口は、加茂地域及び山城地域がそれぞれおよそ900人、木津西地域が1,800人、木津東地域が6,800人と推計されます。

■本市の就学前及び小学生人口の推計



教育・保育提供区域の設定

事業名	提供区域
教育・保育給付	市内全域
延長保育事業 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の保育の実施	市内全域
放課後児童健全育成事業 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を提供	小学校区
子育て短期支援事業 保護者が疾病等の理由により、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養育施設等において養育・保護	市内全域
地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報の提供や助言等	市内全域
一時預かり事業 幼稚園や保育所において一時的に乳幼児を預かり、必要な保育を実施	市内全域
病児・病後児保育事業 病児又は病後児について、病院や保育所等の専用スペース等で一時的に保育を実施	市内全域
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、預かり等の希望者と援助することを希望する会員との相互援助活動に関する連絡・調整等	市内全域
利用者支援事業 子ども又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等	市内全域
妊婦健康診査事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成	市内全域
乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月頃の乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や情報提供等	市内全域
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等	市内全域

乳幼児期の教育・保育

- 「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園や保育所、認定こども園等の利用を希望する場合は、市に申請して「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。ただし、幼稚園利用を希望する場合で、子ども・子育て支援新制度に移行せずに、現行制度のまま継続する幼稚園を利用する場合は、1号認定を受ける必要がありません。詳しくは市にお問い合わせください。（8頁に問い合わせ先記載）

■教育・保育事業を実施する施設等

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし(教育)	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育※

※地域型保育は、新制度に位置づけられた市町村の認可で行うことができる事業で、保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業です。①家庭的保育、②小規模保育、③事業所内保育 ④居宅訪問型保育の4タイプがあります。

■教育・保育事業の目標

教育・保育	単位	H27	H28	H29	H30	H31
1号認定・2号認定(3～5歳、教育希望)	人	1,010	1,020	1,030	1,040	1,040
2号認定(3～5歳、保育必要)	人	1,378	1,388	1,398	1,408	1,418
3号認定(1・2歳、保育必要)	人	623	627	631	635	639
3号認定(0歳、保育必要)	人	180	180	180	180	180
合計	人	3,191	3,215	3,239	3,263	3,277

■教育・保育事業の確保方策

- 幼稚園の利用者が多いことや、多様化する保護者の就労形態・ニーズに適切かつ柔軟に対応するため、また、教育ニーズ等を踏まえ、認定こども園の開園をめざします。
- 教育・保育の量の見込みに対する供給量が不足する場合には、次の基本的な考え方に沿って、供給量の確保を図ります。
 - 保護者の就業等の家庭状況等にかかわらず、幼児期の学校教育・保育を受けることができる認定こども園の新設・認定こども園への移行を推進し、これにより、教育・保育の必要量を確保することを基本とします。
 - 認定こども園の種別は、学校及び児童福祉施設として単一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、新たな幼保連携型認定こども園を基本とします。
- 供給量が充足している場合においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望する場合は、積極的な支援を行います。

■教育・保育の一体的提供の推進

教育・保育の提供にあたっては、家庭での教育とともに、人格形成の基礎なる乳幼児期の教育・保育の重要性を踏まえ、質の高い教育・保育サービスの提供に、関係機関等と連携して取り組みます。

○幼稚園と保育所、小・中学校との連携 ○幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

■質の向上のための取組

子どもの人権尊重の視点に立ち、また、障害の有無にかかわらず、質の高い教育・保育を利用できるよう、次のような取組に努めます。

- 職員配置の充実 ○職員の資質向上に向けた研修等の充実
- 運営に関する自己評価、外部評価、第三者評価等の導入支援 ○定期的な情報交換の実施
- 苦情処理委員会の設置 ○府と連携した監査の実施等

地域子ども・子育て支援事業

- 「子ども・子育て支援法」で定められている「地域子ども・子育て支援事業」について、次のように見込みます。

事業名	項目	単位	H27	H28	H29	H30	H31
延長保育事業	年間利用実人数	人	968	983	996	1,007	1,019
放課後児童健全育成事業	年間利用実人数	人	1,070	1,100	1,130	1,160	1,170
子育て短期支援事業	年間利用実人数	人	12	13	14	14	13
地域子育て支援拠点事業	年間利用延べ人数	人	10,930	10,778	10,680	10,580	10,490
一時預かり事業	年間利用延べ人数	人	10,154	10,262	10,160	10,059	9,754
病児・病後児保育事業	年間利用延べ人数	人	30	30	29	29	28
ファミリー・サポート・センター事業	年間利用平均日数	人日	105	110	115	120	125
利用者支援事業	設置か所数	か所	—	1	1	1	1
妊婦健康診査事業	年間対象者数	人	715	720	725	712	703
	年間受診回数	回	7,870	7,920	7,980	7,830	7,730
乳児家庭全戸訪問事業	年間対象児童数	人	630	625	620	610	600
養育支援訪問事業	年間対象世帯数	世帯	35	34	34	34	34
要支援児童、要保護児童等に支援に関する事業	会議の開催回数	回	58	59	59	60	61

- 保護者の就労の有無にかかわらず、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と一体的に実施する「放課後子ども教室」について、平成31年度までに50%整備することをめざします。

■地域子ども・子育て支援事業の確保方策

- 延長保育事業について、きめ細かくニーズに対応できるよう体制の強化を図ります。新設保育所等の開設に際しては、延長保育の実施を条件にするなどして、事業の充実に努めます。
- 放課後児童健全育成事業について、利用児童の増加が見込まれる梅美台・州見台校区について、新設等の施設整備を進めます。城山台校区については、ニーズに応じて児童クラブの充実に図ります。
- 子育て短期支援事業について、事業を活用して、要保護児童等に対する支援が的確にできるように努めます。また、広報・ホームページ等を活用し、事業の周知に努めます。
- 地域子育て支援拠点事業について、地域の子育て支援の拠点として相談・支援を行えるよう、体制強化と活動内容の充実に図ります。
- 一時預かり事業について、ニーズの高い地域を中心に、既存施設での定員拡大や新たな施設での実施に取り組みます。また、私立幼稚園での在園児を中心にした預かり保育を実施するとともに、公立幼稚園での在園児の預かり保育の検討を行います。
- 病児・病後児保育について、よりニーズの高い病児保育への展開に努めます。
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について、日程や希望内容のマッチングをスムーズに行うため、援助会員と利用会員の増加を図ります。
- 利用者支援事業について、専門職員である利用者支援員を子育て支援担当課に配置します。また、妊産婦等に対してよりきめ細やかな支援を実施するため、母子保健型の利用者支援事業の実施についても検討します。
- 妊婦健康診査事業について、受診14回の公費負担を引き続き行います。
- 乳児家庭全戸訪問事業について、訪問の結果、支援が必要な家庭には養育支援訪問事業に繋げるなど、継続的な支援に努めます。
- 養育支援訪問事業について、支援を必要としている対象家庭の把握と訪問相談に努めます。
- 要支援、要保護児童等の支援に関する事業について、児童虐待相談の対応の充実に図るため、相談員の資質向上を図るとともに、関係機関や関係団体等の連携強化を図ります。

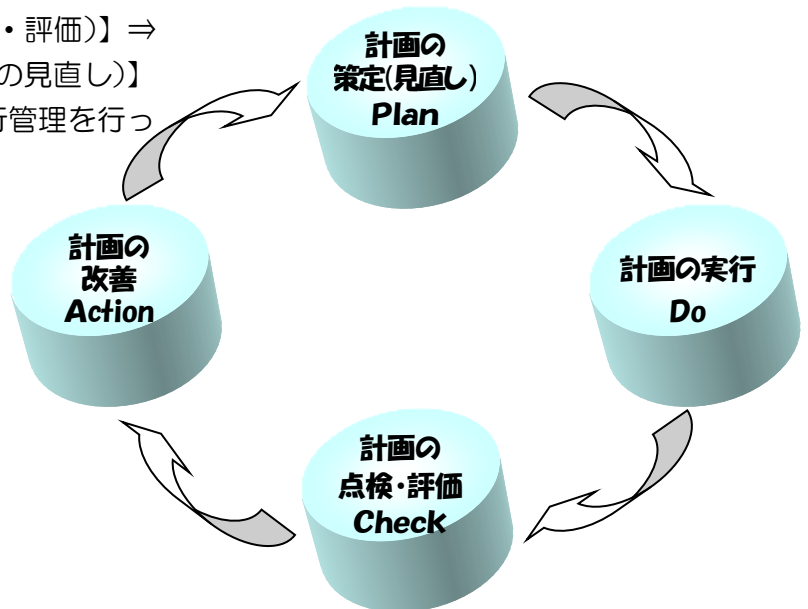
4 計画の推進

計画の推進主体と連携の強化

- 子ども・子育て支援対策を推進するためには、行政をはじめ市民、保護者、企業、子ども・子育て支援事業者、地域団体等地域社会を構成する各主体が、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働していくことが重要です。
そのためには、各主体それぞれが何ができるかを考え、実践に移すことが何よりも求められ、本計画がそのための指針として活用され、子育て・子育ての輪が木津川市全体に広がることを期待されます。

計画の進行管理

- 5つの基本目標、17の施策の方向ごとに、主な事業の実施状況について、毎年度進捗状況を把握・評価するとともに、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業については、数値による把握・評価を行います。
- 取組について、関係各課による自己評価とともに、計画策定にあたった「木津川市子ども・子育て会議」による意見を外部評価として集約し、計画の進捗状況の確認や課題の整理、対応の推進を図ります。
- 子ども人口の推移や、子ども・子育て支援事業に関するニーズの変化、事業の進捗状況、国制度の動向等を踏まえ、必要に応じて量の見込みと確保方策等について見直しを行います。
- 点検・評価にあたっては、【Plan（計画の策定）】
⇒【Do（実行）】⇒【Check（点検・評価）】⇒
【Action（改善）】⇒【Plan（計画の見直し）】
のPDCAサイクルによる適切な進行管理を行っています。



木津川市子ども・
子育て支援事業計画
(概要版)

編集・発行／平成27年3月

木津川市 保健福祉部 子育て支援課
〒619-0286
京都府木津川市木津南垣外110番9号
TEL 0774-75-1212 (ダイヤルイン)
FAX 0774-75-2083
E-mail kosodate@city.kizugawa.lg.jp

